

三 弁明の聴取の日時及び場所

14 厚生労働大臣は、第十二項に規定する場合のほか、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えて、医道審議会の委員に、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行わせることができる。この場合においては、前項中「前項」とあるのは「次項」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えて、同項の規定を適用する。

15 第十三項（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

16 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十二項又は第十四項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、当該処分の決定についての意見を記載した報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

17 厚生労働大臣は、第六項又は第十二項の規定により都道府県知事が意見の聴取又は弁明の聴取を行う場合においては、都道府県知事に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 当該処分に係る者の氏名及び住所

二 当該処分内容及び根拠となる条項

三 当該処分の原因となる事実

18 第六項の規定により意見の聴取を行う場合における第七項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第十二項の規定により弁明の聴取を行う場合における第十三項の通知は、それぞれ、前項の規定により通知された内容に基づいたものでなければならぬ。

19 第六項若しくは第十二項の規定により都道府県知事が意見の聴取若しくは弁明の聴取を行う場合又は第十四項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取を行う場合における当該処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第八条の次に次の二条を加える。

（再教育研修）

第八条の二 厚生労働大臣は、前条第二項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた薬剤師又は同条第四項の規定により再免許を受けようとする者に対し、薬剤師としての倫理の保持又は薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「再教育研修」という。）を受け

るよう命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による再教育研修を修了した者について、その申請により、再教育研修を修了した旨を薬剤師名簿に登録する。

3 厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、再教育研修修了登録証を交付する。

4 第二項の登録を受けようとする者及び再教育研修修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5 前条第十二項から第十九項まで（第十四項を除く。）の規定は、第一項の規定による命令をしようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（調査のための権限）

第八条の三 厚生労働大臣は、薬剤師について第八条第二項の規定による処分をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、当該事案に関係する者若しくは参考人から意見若しくは報告を徴し、調剤録その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は当該職員をして当該事案に係るある薬局その他の場所に立ち入り、調剤録その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十条の見出し中「政令」を「政令等」に改め、同条中「書換え交付」を「書換交付」に、「政令で」を「政令で、第八条の二第一項の再教育研修の実施、同条第二項の薬剤師名簿の登録並びに同条第三項の再教育研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関して必要な事項は厚生労働省令で」に改める。

第十二条に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、試験の科目又は実施若しくは合格者の決定の方法を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第二十二条中「薬剤師は」の下に「、医療を受ける者の居宅等（居宅その他の厚生労働省令で定める場所をいう。）において医師又は歯科医師が交付した処方せんにより、当該居宅等において調剤の業務のうち厚生労働省令で定めるものを行う場合を除き」を加え、「厚生労働省令で別段の定めをした場合」を

「災害その他特殊の事由により薬剤師が薬局において調剤することができない場合その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある場合」に改める。

第二十八条の二中「第九条」を「第八条第六項及び第十項前段、同条第十二項及び第十三項（これらの規定を第八条の二第五項において準用する場合を含む。）、第八条第七項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項、第八条第十項後段において準用する同法第二十二條第三項において準用する同法第十五条第三項並びに第九条」に改め、第四章中同条を第二十八条の三とする。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（薬剤師の氏名等の公表）

第二十八条の二 厚生労働大臣は、医療を受ける者その他国民による薬剤師の資格の確認及び医療に関する適切な選択に資するよう、薬剤師の氏名その他の政令で定める事項を公表するものとする。

第三十二条中第四号を第六号とし、第一号から第三号までを二号ずつ繰り下げ、同条に第一号及び第二

号として次の二号を加える。

一 第八条の二第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

二 第八条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十三条中「第二十七条又は第二十八条第一項若しくは第三項」を「前条第二号又は第六号（第二十七條又は第二十八條第一項若しくは第三項に係る部分に限る。）」に改める。

（外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律の一部改正）

第十条 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「外国医師又は外国歯科医師」を「外国医師等」に、「医師法第十七条及び歯科医師法第十七条」を「医師法第十七条等」に改める。

第一条中「又は外国歯科医師」を「若しくは外国歯科医師又は外国看護師等」に、「又は歯科医業」を

「若しくは歯科医業又は保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第五条に規定する業等」に、「第十七条の」を「第十七条並びに保健師助産師看護師法第三十一条第一項等の」に改める。

第二条第七号中「第八条」を「外国歯科医師が行う臨床修練を實地に指導監督する第八条」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「第八条」を「外国医師が行う臨床修練を實地に指導監督する第八条」に改め、「医師」の下に「（外国救急救命士が行う臨床修練を實地に指導監督する場合を除く。）」を加え、同号を同条第八号とし、同条第五号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 臨床修練外国看護師等 次条第一項の許可を受けた外国看護師等をいう。

第二条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「又は外国歯科医師」を「若しくは外国歯科医師又は外国看護師等（外国において救急救命士に相当する資格を有する者（以下「外国救急救命士」という。）を除く。以下この号において同じ。）」に改め、「病院」の下に「（以下この号において「指定病院」という。）」を加え、「又は臨床修練指導歯科医」を「若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者（当該外国看護師等が外国において有する資格に相当する次のハからカまでに掲げる資格を有する者に限る。）」に、「医業又は歯科医業（政令で定めるものを除く。以下同じ。）」を「その外国において有す

る次のイから力までに掲げる資格に相当する資格の区分に応じ、それぞれイから力までに定める業を行うこと並びに医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国した外国救急救命士が指定病院に救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第二条第一項に規定する重度傷病者（以下この号において「重度傷病者」という。）を搬送する同法第四十四条第二項に規定する救急用自動車等（以下この号において「救急用自動車等」という。）において、又は当該指定病院への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間において同法第二条第一項に規定する救急救命処置を行うことが必要と認められる場合に臨床修練指導者（医師又は救急救命士に限る。）の実地の指導監督の下に次のヨに定める業」に改め、同号に次のように加える。

- イ 医師 医業（政令で定めるものを除く。）
- ロ 歯科医師 歯科医業（政令で定めるものを除く。）
- ハ 助産師 保健師助産師看護師法第三条及び第五条に規定する業
- ニ 看護師 保健師助産師看護師法第五条に規定する業
- ホ 歯科衛生士 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第二条第一項及び第二項に規定する

へ 診療放射線技師 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二条第二項及び第二十四条の二に規定する業

ト 歯科技工士 歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）第二条第二項に規定する業

チ 臨床検査技師 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の二第一項に規定する業

リ 理学療法士 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）第十五条第一項に規定する業（理学療法に限る。）

ヌ 作業療法士 理学療法士及び作業療法士法第十五条第一項に規定する業（作業療法に限る。）

ル 視能訓練士 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十七条第二項に規定する業

ヲ 臨床工学技士 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第三十七条第一項に規定する業

ワ 義肢装具士 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第三十七条第一項に規定する業

カ 言語聴覚士 言語聴覚士法（平成九年法律第三百三十二号）第四十二条第一項に規定する業

ヨ 救急救命士 救急救命士法第四十三条第一項に規定する業

第二条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 外国看護師等 外国において助産師、看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士又は救急救命士に相当する資格を有する者をいう。

第二条に次の一号を加える。

十 臨床修練指導者 第八条の認定を受けた医師（外国救急救命士が行う臨床修練を実地に指導監督する場合に限る。）及び第四号八からヨまでに掲げる資格を有する者をいう。

第三条第一項中「又は外国歯科医師は、医師法第十七条又は歯科医師法第十七条」を「若しくは外国歯科医師又は外国看護師等は、その外国において有する次の各号に掲げる資格に相当する資格の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める法律」に改め、同項に次の各号を加える。

一 医師 医師法第十七条

二 歯科医師 歯科医師法第十七条

三 助産師 保健師助産師看護師法第三十条及び第三十一条第一項

四 看護師 保健師助産師看護師法第三十一条第一項

五 歯科衛生士 保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条並びに歯科衛生士法第十三条

六 診療放射線技師 保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条並びに診療放射線技師法

第二十四条

七 歯科技工士 歯科技工士法第十七条第一項

八 臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士又

は救急救命士 保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条

第三条第二項第二号中「医業又は歯科医業」を「許可の申請に係る前条第四号イからヨまでに掲げる資格の区分に応じそれぞれ医業若しくは歯科医業」に、「又は歯科医学」を「若しくは歯科医学」に改め、

「技能」の下に「又は同号ハからヨまでに定める業に関する必要な知識及び技能」を加え、同項第三号中

「外国」を「許可の申請に係る前条第四号イからヨまでに掲げる資格の区分に応じそれぞれ外国」に、

「又は歯科医師」を「若しくは歯科医師」に改め、「経験」の下に「又は外国において同号ハからヨまで

に掲げる資格に相当する資格を取得した後三年以上当該資格に係る業務に従事した経験」を加え、同条第三項中「いずれか」の下に「（外国看護師等にあつては、第二号）」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 外国の法令による処分であつて、医師法第七条第二項、歯科医師法第七条第二項、保健師助産師看護師法第十四条第一項、歯科衛生士法第八条第一項、診療放射線技師法第九条第一項若しくは歯科技工士法第八条第一項の規定による業務の停止の命令又は臨床検査技師等に関する法律第八条第一項、理学療法士及び作業療法士法第七条第一項、視能訓練士法第八条第一項、臨床工学技士法第八条第一項、義肢装具士法第八条第一項、言語聴覚士法第九条第一項若しくは救急救命士法第九条第一項の規定による名称の使用の停止の命令に相当するものを受け、当該外国においてその者が有する資格に係る業務を行うことができない者

第三条第四項第一号中「又は歯科医師法第四条各号」を「、歯科医師法第四条各号、保健師助産師看護師法第九条各号、歯科衛生士法第四条各号、診療放射線技師法第四条各号、歯科技工士法第四条各号、臨床検査技師等に関する法律第四条各号、理学療法士及び作業療法士法第四条各号、視能訓練士法第四条各

号、臨床工学技士法第四条各号、義肢装具士法第四条各号、言語聴覚士法第四条各号又は救急救命士法第四条各号」に改め、同項第二号中「者」の下に「（許可の申請に係る資格の区分が前条第四号へからずまでに掲げるものである場合を除く。）」を加え、同条第五項中「二年」の下に「（外国看護師等にあつては、一年）」を加える。

第四条第一項中「又は外国歯科医師」を「若しくは外国歯科医師又は外国看護師等」に改め、同条第二項中「又は臨床修練外国歯科医師」を「若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外国看護師等」に改める。

第五条中「外国医師又は外国歯科医師」を「外国において当該許可に係る第二条第四号イからヨまでに掲げる資格に相当する資格を有する者」に改める。

第六条第一項中「第三条第三項各号」の下に「（外国看護師等にあつては、同項第二号）」を加える。

第八条の見出し中「臨床修練指導歯科医」の下に「並びに臨床修練指導者」を加え、同条中「医師又は歯科医師」を「第二条第四号イからヨまでに掲げる資格を有する者（同号イ又はロに掲げる資格を有する者であつて、医師法第七条の二第一項又は歯科医師法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令

を受けたものにあつては、それぞれ医師法第七条の二第二項又は歯科医師法第七条の二第二項の規定による登録を受けた者に限る。」に、「又は臨床修練指導歯科医」を「若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者」に改め、同条第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「技能」の下に「又は第二条第四号八からヨまでに定める業に関する専門的な知識及び技能」を加える。

第九条中「又は臨床修練指導歯科医」を「若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者」に、「又は臨床修練外国歯科医師」を「若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外国看護師等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 臨床修練指導者（医師を除く。）は、診療の補助、歯科衛生士法第二条第一項に規定する業、診療放射線技師法第二条第二項に規定する業又は歯科技工士法第二条第二項に規定する業に係る臨床修練に関して医師又は歯科医師の指示を受けたときは、これに従つて指導監督しなければならない。

第十条第一項中「又は臨床修練指導歯科医」を「若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者」に改め、同項第一号中「医師又は歯科医師」を「当該認定に係る第二条第四号イからヨまでに掲げる資格を有する者」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 医師法第七条第二項第一号若しくは第二号若しくは歯科医師法第七条第二項第一号若しくは第二号に掲げる戒告若しくは業務の停止、保健師助産師看護師法第十四条第一項、歯科衛生士法第八条第一項、診療放射線技師法第九条第一項若しくは歯科技工士法第八条第一項の規定による業務の停止又は臨床検査技師等に関する法律第八条第一項、理学療法士及び作業療法士法第七条第一項、視能訓練士法第八条第一項、臨床工学技士法第八条第一項、義肢装具士法第八条第一項、言語聴覚士法第九条第一項若しくは救急救命士法第九条第一項の規定による名称の使用の停止を命ぜられたとき。

第十条第二項中「又は臨床修練指導歯科医」を「若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者」に改める。

第十一条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、医師法第二十四条第二項中「病院又は診療所に勤務する医師」とあるのは「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第三条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた病院において臨床修練を行う同法第二条第五号に規定する臨床修練外国医師」と、「その病院又は診療所」とあるのは「その病院」と、歯科医師法第二十三条第二項中「病院又は診

療所に勤務する歯科医師」とあるのは「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第三条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた病院において臨床修練を行う同法第二条第六号に規定する臨床修練外国歯科医師」と、「その病院又は診療所」とあるのは「その病院」と読み替えるものとする。

第二十一条中「第十一条第二項」の下に「第十二条第二項、第十三条第二項又は第十四条第二項」を加え、同条を第二十九条とする。

第二十条を削る。

第十九条の前の見出しを削り、同条第一項中「第十二条」を「第十七条」に、「者」を「臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師若しくは臨床修練外国助産師若しくは臨床修練外国看護師又はこれらであつた者」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第十七条の規定に違反して人の秘密を漏らした臨床修練外国看護師等（臨床修練外国助産師又は臨床修練外国看護師を除く。）又はこれらであつた者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十九条を第二十五条とし、同条の次に次の三条を加える。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項において準用する医師法第二十四条又は歯科医師法第二十三条の規定に違反した者

二 第十二条第一項において準用する保健師助産師看護師法第四十二条の規定に違反した者

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項において準用する救急救命士法第四十六条の規定に違反した者

二 第十五条において準用する歯科技工士法第十八条又は第十九条の規定に違反した者

第二十八条 第十三条第一項において準用する診療放射線技師法第二十八条第一項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第十八条を削り、第十七条を第二十二条とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

(罰則)

第二十三条 第十六条第一項において準用する保健師助産師看護師法第三十七条（臨時応急の手当に係る部分を除く。）又は第三十八条本文の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰

金に処し、又はこれを併科する。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十六条第二項において準用する歯科衛生士法第十三条の二本文の規定に違反した者
- 二 第十六条第三項において準用する診療放射線技師法第二十六条第一項又は第二項本文の規定に違反した者

- 三 第十六条第六項において準用する視能訓練士法第十八条の規定に違反した者
 - 四 第十六条第七項において準用する臨床工学技士法第三十八条の規定に違反した者
 - 五 第十六条第八項において準用する義肢装具士法第三十八条の規定に違反した者
 - 六 第十六条第十項において準用する救急救命士法第四十四条の規定に違反した者
- 第十六条を削る。

第十五条中「(昭和三十年法律第百六十八号)」を削り、同条を第二十一条とする。

第十四条中「(昭和二十六年法律第二百二十六号)」を削り、同条を第二十条とする。

第十三条第一項中「(昭和二十三年法律第二百三号)」を削り、「外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律」を「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」に改め、同条第二項中「外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律」を「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(歯科衛生士法の特例)

第十九条 臨床修練外国歯科医師が臨床修練を行う場合における歯科衛生士法第十三条の規定の適用については、同条中「歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)」とあるのは、「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」とする。

第十二条中「又は臨床修練外国歯科医師」を「若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外国看護師等」に改め、同条を第十七条とする。

第十一条の次に次の五条を加える。

(助産録の記載等)

第十二条 保健師助産師看護師法第四十二条の規定は、許可を受けた外国において助産師に相当する資格を有する者（以下「臨床修練外国助産師」という。）について準用する。この場合において、同条第二項中「病院、診療所又は助産所に勤務する助産師」とあるのは「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第三条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた病院において臨床修練を行う同法第十二条第一項に規定する臨床修練外国助産師」と、「その病院、診療所又は助産所」とあるのは「その病院」と読み替えるものとする。

2 臨床修練指導者は、臨床修練外国助産師が行う臨床修練を实地に指導監督したときは、臨床修練外国助産師が前項において準用する保健師助産師看護師法第四十二条第一項の規定により記載した助産録にその旨を記載し、署名しなければならない。

(照射録の記載等)

第十三条 診療放射線技師法第二十八条の規定は、許可を受けた外国において診療放射線技師に相当する資格を有する者（以下「臨床修練外国診療放射線技師」という。）について準用する。

2 臨床修練指導者は、臨床修練外国診療放射線技師が行う臨床修練を実地に指導監督したときは、臨床修練外国診療放射線技師が前項において準用する診療放射線技師法第二十八条第一項の規定により記載した照射録にその旨を記載し、署名しなければならない。

(救急救命処置録の記載等)

第十四条 救急救命士法第四十六条の規定は、許可を受けた外国救急救命士（以下「臨床修練外国救急救命士」という。）について準用する。この場合において、同条第二項中「厚生労働省令で定める機関に勤務する救急救命士」とあるのは「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第四号に規定する指定病院（以下この項において「指定病院」という。）に第二条第一項に規定する重度傷病者を搬送すべき同法第十四条第一項に規定する臨床修練外国救急救命士」と、「その機関」とあるのは「その指定病院」と読み替えるものとする。

2 臨床修練指導者は、臨床修練外国救急救命士が行う臨床修練を実地に指導監督したときは、臨床修練外国救急救命士が前項において準用する救急救命士法第四十六条第一項の規定により記載した救急救命処置録にその旨を記載し、署名しなければならない。

(歯科技工指示書による歯科技工等)

第十五条 歯科技工士法第十八条及び第十九条の規定は、許可を受けた外国において歯科技工士に相当する資格を有する者について準用する。この場合において、同法第十八条中「病院又は診療所」とあるのは、「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第四号に規定する指定病院」と読み替えるものとする。

(業務上の制限等)

第十六条 保健師助産師看護師法第三十七条(臨時応急の手当に係る部分を除く。)及び第三十八条本文の規定は臨床修練外国助産師について、同法第三十七条(臨時応急の手当に係る部分を除く。)の規定は許可を受けた外国において看護師に相当する資格を有する者(以下「臨床修練外国看護師」という。)について準用する。

2 歯科衛生士法第十三条の二本文の規定は、許可を受けた外国において歯科衛生士に相当する資格を有する者について準用する。

3 診療放射線技師法第二十六条第一項及び第二項本文並びに第二十七条の規定は、臨床修練外国診療放

射線技師について準用する。この場合において、同項本文中「病院又は診療所」とあるのは、「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第四号に規定する指定病院」と読み替えるものとする。

4 歯科技工士法第二十条の規定は、許可を受けた外国において歯科技工士に相当する資格を有する者について準用する。

5 理学療法士及び作業療法士法第十五条第二項の規定は、許可を受けた外国において理学療法士に相当する資格を有する者について準用する。この場合において、同項中「病院若しくは診療所」とあるのは、「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第四号に規定する指定病院」と読み替えるものとする。

6 視能訓練士法第十八条及び第十八条の二の規定は、許可を受けた外国において視能訓練士に相当する資格を有する者について準用する。

7 臨床工学技士法第三十八条及び第三十九条の規定は、許可を受けた外国において臨床工学技士に相当する資格を有する者について準用する。

8 義肢装具士法第三十八条及び第三十九条の規定は、許可を受けた外国において義肢装具士に相当する資格を有する者について準用する。

9 言語聴覚士法第四十三条の規定は、許可を受けた外国において言語聴覚士に相当する資格を有する者について準用する。

10 救急救命士法第四十四条及び第四十五条の規定は、臨床修練外国救急救命士について準用する。この場合において、同法第四十四条第二項中「救急用自動車その他の」とあるのは「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第四号に規定する指定病院（以下この項において「指定病院」という。）に重度傷病者を搬送する救急用自動車その他の」と、「この項及び第五十条第三号第二号」とあるのは「この項」と、「病院又は診療所」とあるのは「指定病院」と読み替えるものとする。

第十一条 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条中「又はロ」を「から二まで」に、「又は歯科医師法第七条の二第一項」を「歯科医師法第七